

ガバメントクラウドの技術要件に係る市場調査

令和5年5月18日

デジタル庁省庁業務サービスグループクラウド担当

1. 背景

デジタル庁では、デジタル社会の形成に向けた基本的な施策として、政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境であるクラウドサービス(以下、「ガバメントクラウド」という。)を整備することとされていることから、ガバメントクラウドに求める技術要件について定め、令和3年度から公募を対象のクラウドサービスを募集し、利用を開始したところです。

2. 目的

本市場調査は、これまでガバメントクラウドに求めていた技術要件について、最新の技術動向を把握するとともにより迅速、柔軟、セキュアかつコスト効率の高いクラウドサービスを選定するため、広く事業者の皆さまから情報提供を依頼するものです。提供いただいた情報は、今後のガバメントクラウド募集における技術要件として活用させていただきます。

3. 本市場調査において求める情報

- ① ガバメントクラウドに求める技術要件に記載するクラウドサービスの機能に関するご意見
- ② ガバメントクラウドに求める技術要件に記載する機能以外のクラウドサービスの提供に関するご意見

4. 情報提供の方法等

(1) 提出先・問合せ先

デジタル庁省庁業務サービスグループクラウド担当 山海・大荷
government-cloud @digital.go.jp

(2) 提出方法

(1)の提出先に電子メールで送付してください。

提出するファイルは、PDF(ファイル内文字検索が可能なこと)としてください。

(3) 提出期限

令和5年6月16日(金)17時

(4) 質問

(1) の提出先に電子メールにより質問してください。

5. 情報提供に係る留意事項

- (1) 情報提供に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (2) 情報提供のあった事業者に対して、将来のシステムを調達することを保証するものではありません。また情報提供を辞退した事業者について不利益に扱うこともありません。
- (3) 提供された情報・提案の取扱提供された情報・提案の取扱 提出された資料を含む情報・提案については、デジタル庁職員のみで取り扱うものとします。デジタル庁は、情報提供者に無断で、第三者へ開示することはありません。
- (4) ご提供いただいた資料の返却は行いません。
- (5) 本市場調査への対応の過程において、デジタル庁とのやりとりで知り得た情報の全てについて、デジタル庁に無断で、第三者への開示や2. 目的に記載される目的外の利用を禁止するものとします。
- (6) 情報提供された内容によっては、デジタル庁から情報提供者へ追加の情報の提供について、相談させていただく場合があります。